

第 6 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年9月25日

開 会 中

場 所 第2委員会室

第 6 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年9月25日（火曜日）

午後1時15分開議
午後2時9分閉会

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 内 田 豊
議事課課長補佐 菊 住 幸 枝

本日の会議に付した事件

- (1) 平成19年7月以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について

午後1時15分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから、第6回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がっておりますので、これを認めることといたしました。

それでは、議題に入ります。執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づき、谷崎水俣病保健課長及び田中水俣病審査課長に説明をお願いいたします。

出席委員（13人）

委員長 西 岡 勝 成
副委員長 前 川 收
委員 倉 重 剛
委員 児 玉 文 雄
委員 松 村 昭
委員 小 杉 直
委員 岩 中 伸 司
委員 中 原 隆 博
委員 平 野 みどり
委員 大 西 一 史
委員 氷 室 雄一郎
委員 鎌 田 聡
委員 吉 永 和 世

○谷崎水俣病保健課長 それでは、お手元の委員会資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、先般の9月5日に特別委員会を開いていただきまして、この時は救済策を中心に報告をいたしておりますが、今回は1番で書いておりますように平成19年7月以降というところは、前回6月定例会以降の救済策関係以外の経過ということで御報告させていただきます。7月29日に、第3回目となります認定審査会を開催させていただきます。

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 村 田 信 一
次長 富 永 安 昭
次長 駒 崎 照 雄
環境政策課長 坂 本 慎 一
環境保全課長 古 庄 眞 喜
水環境課長 林 田 源 正
水俣病保健課長 谷 崎 淳 一
水俣病審査課長 田 中 彰 治

続きまして、2番の国における新たな救済策の最近の状況について御報告をさせていただきます。

これにつきましては、新聞報道等でもう既に委員の皆様方御承知おきいただいているかと思っておりますが、改めてこれまでの経緯を御報告させていただきます。

前回の特別委員会以降、環境省が、被害者団体のうち政治による解決を求めている出水

の会、それと芦北の会の2団体と協議を行いました。一時金や手当てを含む救済策の内容について意見交換が行われたようでございます。

その内容につきましては、両団体が期待をしていたものと違っていただけから、焦りを募らせた団体は、園田座長を初めとします与党プロジェクトチームのメンバーへ、電話やファックス、あるいは直接東京へ出向いて面会をして、その気持ちを伝えられた模様でございます。

そのような中、去る22日に熊本で、与党プロジェクトチームから調整を任せられておられます園田座長からの申し入れで2団体の代表が会われ、意見交換がなされております。

その中では、一時金や手当ての具体的な額についての話し合いはなされなかったものの、両団体は、園田座長が救済策実現に向けて前向きの姿勢を示されたと受けとめまして、その姿勢を評価された模様でございます。この会議の中で示された10月半ばまでに、さらに話し合いが重ねられるものと考えております。

県といたしましては、今は重要な局面を迎えているということから、いろいろな機会をとらえまして団体の意向把握に努めて、課題を整理いたしまして、国や与党プロジェクトチームへの適時的確な情報伝達をすることで、救済策の早期実現に向けた役割を果たしてまいりたいと考えております。

県議会の引き続きの御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

引き続きまして、3の認定申請等の状況につきまして御説明いたします。

(1)の関西訴訟最高裁判決以降の認定申請者数は、8月31日現在で3,506人でございます。(2)の認定審査会の開催につきましては、

関西訴訟最高裁判決以降、第3回目となる審査会を7月29日に開催したところでございます。(3)の認定検診の状況につきましては、前回と内容の変更はございません。

次に、4の水俣病に関する裁判の状況についてでございますが、現在係争中の裁判は(1)から次のページの(4)までに記載しております4件でございます。前回と変更はございません。

それぞれ審理が進んでおりますが、2ページ(2)の水俣病認定申請棄却処分取り消し及び認定義務づけ訴訟につきましては、7月6日に結審しまして、来年の1月25日に判決言い渡しの見込みでございます。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○中原隆博委員 今、お話がありましたように、園田PT座長と芦北、出水の会との間に隔たりがあるというようなお話等もございましたし、おおむね団体に属している皆様方を含んだ形での感触というのはどのような状態なのか、あるいはまた、ほかの団体も、それぞれ個別に何とか自分たちの意向をくんでほしいというような形の要請等もあっているやに伺っておりますけれども、その辺を含めて聞かせていただければと思います。

○西岡勝成委員長 じゃあ、どっち、村田部長。

○村田環境生活部長 私自身も、大変興味のあるところなのでありますが、土曜日に園田座長との意見交換が両団体とあったと。間に休みが2日入ってきょうということで、恐縮ながら、マスコミの情報以上の情報というも

のをまだ持ち合わせておりません。

それで、団体等がどういうふうなお気持ちであるのか、あるいは国の方でどういうふうな動きになるのか、特にきょう以降、そういうものを掌握すべく動く必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、流れとしては、具体的な金額は示されていないようでございますけれども、私としては、座長がこの熊本の地で時間をつくっていただいて両団体と会われたというのは、そういう意味では非常に意味があったことであるし、一つの救済策実現へ向けた前進ではなかろうかというふうにとらえております。

そういう中で、それぞれの、今御指摘がありましたような反応等々について、また、国の方にも、園田座長にも御報告をしたいと思えますし、ただ、会われたのは2団体ですので、先ほどもう一つの御質問で他の団体ということでもありますけれども、いわゆる裁判をされている患者会の皆さん方については、現に接触はまだできておりません。

ただ、先週、東京の方で要望行動を行っておられますので、裁判に向けた方向性を固めていらっしゃるのであろうというふうに思いますが、また、我々としても、状況、段階を判断しながら、そういう接触等々の時期も判断していきたいと思えますけれども、とりあえずは座長みずからが両団体と会われたということを受けて、私どもも、そういった状況の把握に、鋭意、きょう以降努めてまいりたいというふうに思っております。

○中原隆博委員 谷崎課長からちょっと手が挙がりましたけれども、何か関連して……。

○西岡勝成委員長 じゃあ、谷崎課長。

○谷崎水俣病保健課長 部長が答弁いたしておりますので、特に私の方から申し上げる内容ではございませんけれども、ほかの団体に

対する接触につきましては、前回、不知火患者会につきましては、こちらの方から与党プロジェクトチームの内容につきまして御報告をいたしたい旨お話をいたしましたけれども、先方の御意向、それから御都合がつかずに、その後接触はできておりません。

今、話がありましたように、東京での行動等もありますし、私どもとしては、また今回の動きにつきましても、いずれまた機会を見て御報告をさせていただくように努めたいとは思っております。

そのほかの団体につきましても、前回の与党プロジェクトの内容につきましては、機会を見て御報告をさせていただいております。

以上でございます。

○中原隆博委員 接触していただいた2つの団体については、半歩前進とか、若干一步を踏み出したとか、そういう形での成果が上がりつつあるということで私たちも評価をしたいと、このように思うわけでございますけれども、残りの団体の皆さん方の動向が解決に向けての趨勢を決めるわけでございますから、部長を初め皆様方には、ほかの団体との鋭意努力も重ねてお願いを申し上げておきます。これは要望で結構でございます。

○児玉文雄委員 園田代議士と2団体の会合のとき、県側の方からはだれが出席されたんですか。

○村田環境生活部長 今回は、前回東京に団体が要望に行きましたときに、園田座長の方から、そのうち時期を見て熊本の方で会いたいということをおっしゃっていただいて、それが一つ実現をしたということだろうと思えます。

それで、今回は、私どもはその場に同席はいたしておりません。PTの中で一任を取られつづけられた座長の動きとして、今回両団体と

会われたというふうには認識をいたしております。

○倉重剛委員 部長、今の答弁で、結局熊本県という立場がありながら、座長が直接患者団体とお会いになったということについて、何か逆に言えば、風評として、県はそういう、何というか、事情を知らなかったし、それからまた疎外されているんじゃないかという、そういう懸念がちらちらあるんですね。その辺について、どうですか。

○村田環境生活部長 事前に座長の方からは御連絡はいただいておりますし、ただ、内容につきましては、協議の途中という、まあ一つのプロセスだろうと思います。現実には救済策の実現に向かう中で、土曜日の園田座長が会われたこの出来事も一つのプロセスであろうと思っております。

決して疎外をすとか、そういうことではなくて、いろんな思いが、先ほどありました裁判の思いもあれば、政治救済に向けた思いもあれば、あるいは認定申請で行くといういろんな思いが交錯している中ですので、それをPTの中で模索を続けておられる園田座長の積極行動の一つでございまして、環境省も同席いたしておりますので、園田先生がお約束を果たされるプロセスの一つとして御連絡をいただいておりますので、決して疎外がどうのこうのということではないというふうに思っております。

○倉重剛委員 そういうふうにぜひ信じたいんですね、正直言って、部長。そんなふうであってほしい。

というのは、今までのプロセスという、今、話が出たけれども、プロセスの中で、知事発言あたりが、やっぱりそこら辺のコミュニケーションを阻害しているんじゃないかという懸念が少しあるんですよ、正直言って。だから、それを非常に心配しているわけ。

ら、それを非常に心配しているわけ。

しかし、県としては、できるだけそういうことのないように、やっぱり同一歩調を持ちながら、ぜひその中に参画をしていってほしいと。逆のことがあれば、意思の疎通においてあんまりいいことじゃないものですから、そこら辺を十分部長としてよく対応していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○村田環境生活部長 何度となくお会いしておりますし、携帯の番号もいただいて電話もさせていただいております。座長として、PTの場でも一任を取りつけられたお立場の中での一つの動きであって、今回、直接そういう場面があったのは本当に前進だろうというふうに思っております。

我々としては、実はここで私どもの動きを事細やかに話し申し上げるのは、大変恐縮ながら、その途中経過ということで控えさせていただきたいと思っておりますけれども、そういったふうに、こちら側のそういう気持ちあたりのものが、あるいは団体の皆さん、被害者、患者の皆さん方のお気持ちあたりが十分に伝わらないといったような、そういうことにはならないように精いっぱい努力をしたいと思っております。

○大西一史委員 今のそれぞれ児玉先生、それから倉重先生の御意見とも関連するんですけども、ここに来て詰めの段階に入ってくる中で、熊本県が頭越しにされとることではないんだろうというふうに私も思うんですけども、やっぱりPTの座長が動かれたり、それから環境省が直接動かれたりというようなことが、私たち、この委員会のメンバーも含めて、皆さんもそうでしょうが、マスコミの報道を通じてしか知り得ないというところは、やっぱり非常にちょっとどうなのかなと。これから審議していく中で、熊本県の役割、熊本県議会として果たさなければい

けない役割という中で、やはり私たちも、何らかもう少しいろいろ努力することができないものかなというふうに感じています。

先ほどの説明の中では、10月半ばまでの与党P Tの結論が出るまでの間は、それぞれの動きをきちっと見守るということと同時に、やはり情報伝達をうまくスムーズにやっぺいこうというようなことだろうというふうに思いますけれども、県としての、本当にこの10月半ばまでの役割をどういうふうにやっぺいく覚悟があるのかですね。やっぺい報道で後から知ったみたいなことでは、これは本当に抜本的な解決をする中で、環境省あたりとも、もう少し情報を密にとっていくべきものじゃないかなというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○村田環境生活部長 決して頭越しというふうには思っておりませんし、すべて環境省あるいは今回の園田先生の動きも、事前に御連絡はいただいております。ただ、具体的な金額の問題等々になっております。

これは、私どもも議会と一緒にになりながら、昨年来、いろいろ動きをさせていただきましたけれども、非常に重要な時期を迎えている、なおかつ環境省、それから園田先生御自身も、財務省、それからチツソ等々の交渉も含めて前面に出ておられる、そういう状況の中で、どういう形で私どもが物を言うかということであって、きょうこの場でストレートに全部をさらけ出してお話をするのは、先ほど申し上げましたように、控えさせていただきますけれども、国の方の動きが、園田先生の動きが頭越しになっているということには、私どもは決して思っておりません。逆に、こういうことで動くというようなことは、園田先生の方からも御連絡がございましたし、前に進めるからということでのお電話でございました。

そういう意味では、非常に重要な中で、先

ほど土曜日の件は報道以上に承知していないということは申し上げましたけれども、マスコミの報道だけで我々が知っているということではなくて、いろんなアンテナを上げて情報収集には努めております。

そういう意味で、私どもが知り得た情報は、例えば土曜日でもファックス等々で先生方にもお送りをさせていただいたところでありませけれども、単に受け身の中でやっぺいということではなくて、最終的な救済策の実現に向けて、P T、特に園田座長とのコミュニケーションあるいは環境省とのコミュニケーションを十分とりながら、実現に向けた行動をしていきたいというふうに思っております。

なかなか具体的に見えないところがあるかと思っておりますけれども、それは、こういう途中経過の中で、若干お許しをいただければというふうに思っております。

○大西一史委員 今の村田部長の答弁でも、非常にデリケートだということはよく私も承知しておりますけれども、とにかく熊本県とか県議会がこうやって議論をする中で、何もしてないというわけではないと。ただ、その推移の中で、今の状況で行けば、やはり与党P Tの園田座長あるいは環境省なりのそれぞれの動きをきちっとフォローアップしながら見守って行って、そして10月半ばのある程度の解決策が出たところでまた私たちがきちっとした議論をすると、そういうスタンスで私たちもおりますので、環境生活部だけでなく、県としても、その辺は非常に慎重な行動をとられなければならないと思っておりますが、一生懸命頑張っていただきたいというふうに思っています。

以上で結構です。

○西岡勝成委員長 私の方からちょっと申し添えますけれども、私も、園田座長が熊本で

2団体と話し合いをされるということを知りましたので、座長に直接電話をいたしまして、委員長として会議に出た方がいいのかというようなことを尋ねましたところ、今、部長から話があったように、過程のところであるので今回はというようなお話を承っておりますので、申し添えておきます。

○氷室雄一郎委員 私たちも、座長と患者団体との意見交換、県が入っておられないということでございますけれども、ファックスをいただいたわけでございますが、前回の委員会の場では、一時金の問題、また手当ての問題と特枠の問題、この3つの方向性が示されておったわけでございますが、このファックスによりますと、1点だけ少し明確に見えている点がございまして、これは御確認をさせていただければと思っておりますが、1つは、特枠については両団体の意見が食い違っているという、ここら辺しか私たちは推測して物事を言えないわけでございますので、この特枠については3つの方向性の中の1つでございまして、両団体の意見の相違があったということは、これだけが明確に若干わかる範囲でしか御質問できませんけれども、部長たちも答弁しにくい面があると思っておりますけれども、もう少しどの辺がどうなのかということをお説明できる部分がございましたら、御説明を願いたいと思っております。

○谷崎水俣病保健課長 特枠につきましては、ファックスでお流しいたしました内容につきまして、両団体の意見の相違があったということで、園田座長としては双方の意見について検討する姿勢を示された模様というふうに書いておりますが、特枠につきましては、まず出水の会の方が――この特枠というのは、平成7年当時、四肢末梢優位の感覚障害があったことを証明できる方につきましては特枠で救済するということが前回の与党プロ

ジェクトチームの中で示された内容でございましたけれども、そのことを受けて、出水の会としては、現在の症状の有無で平等に救済すべきだということで、要するに一律に救済すべきだということを御主張になっております。

芦北の会の方は、そういう特枠で救済していただけるのであれば、カルテ等の証明による救済だけではなくて、そのほかの疫学条件等も勘案した条件の緩和についてできるだけ考慮いただいて、特枠の対象者の拡大を求められたと伺っております。

そういう意味で、出水の会の方が、多少特枠を設けることについての否定的な考え方を示されたのと、芦北の会は、与党PTの方針に従って、できるだけそれを条件緩和で拡大していただきたいという、そのあたりの違いがあったことを、ファックスの中では、両団体の意見の相違があったという形で非常に短く報告させていただきましたが、大変失礼いたしました。そのような内容だったということで、あわせて報告させていただきます。

申しわけございませんでした。

○西岡勝成委員長 ほかに。

○鎌田聡委員 状況は、お話しいただいて非常に理解はしますけれども、そのような中で、県としての考えというか、このまますべて与党PTにお任せしとっていいのかどうかということをやっぱり考えていかないかぬと思うんですね。

この前は減額という話まででしたけれども、ある程度の具体的な額が出てきた段階で、これでそのまま進めてもらって、最終的結論が出た後に被害者団体がどう理解されるのかということも含めて、やっぱり被害者団体に積極的に意向を聞いた上で、与党PTに県が意見を持っていくようなことが非常に大事じゃないかなというふうに思います。

鹿児島県の知事さんあたりは、この額じゃとてもじゃないというような話もされているみたいですが、やっぱり県としての、そういった団体の意向をきちんと受けとめて与党PTに話を持っていく、そのような流れというのをつくっていかんといかぬとじゃないかなと思いますけれども。

○村田環境生活部長 私の説明が若干うまくいってないのかもしれませんが、全くそのように思っております、要は被害者の方々が、広く御理解、納得されるということが一番大事だろうというのを根本に置いております。

それが、与党PTでも話が出ましたように、全面、最終ということになれば、これはもうすばらしいことだと思うんですが、片方では裁判なりということがあっている中で、どの程度全面ということになるか、それは非常に私どもも今後の推移の中で見守っていかねばならないところですが、一人でも多くの方々が、この救済策にある程度の御理解を示されるというのが基本であろうというふうに思っております。

そういう意味で、被害者、患者の方々の団体との接触、意向掌握というのは、少なくとも地元県の最大の仕事だろうと思っておりますので、そういうものを掌握するということがまず私どもの第一義の仕事かなということ、冒頭ちょっと申し上げたかったつもりですが、そういうものを基本に置きながら、環境省なり与党PTの方に接触をしていきたいというふうに思っております。

ただ、現実の中で、いわゆる公の場で鹿児島県の知事さんが一つ論評されています。そういう中で、県の、例えば環境生活部長あるいは知事という立場で、今、途中の段階でそれについていろんな論評をするのは、やはり段階段階の一つ一つの中でやることはいかなものかなという思いもございまして、そ

う中で被害者団体の接触を一義にしながら、私どもの思いをいろんな意味で国なりPTの方にぶつけていくと、これが私どもの今の最大の仕事だろうと思っておりますので、今、鎌田委員の御趣旨の部分も体しながらやっているつもりでございますが、なお一層そういうものを努力していきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 やっぱりお話しされたように、一人でも多く救済をしていくというのが大前提にならんといかぬと思うんですね。全面解決というのには、やっぱり裁判の動きもありますのでならないと思いますけれども、これ以上に、まあ漏れと言うといかぬばってん、やっぱりこれじゃいかぬばいということで政治決着に応じようとしたところが、またちょっと違った動きになっていかなないように、やはり県は地元でもあるし、被害者団体に近いところにいますので、そういったことで10月半ばの結論を待つんじゃないで、どんどんやっぱり先にいっていきなさいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

○西岡勝成委員長 ほかにございせんか。

○岩中伸司委員 率直に言って、本当大きな山場に差しかかっているんですけども、県としては、与党PTが、今、一生懸命努力をされている、そして一定の金額を含めて提示がなされるんじゃないかと思うんですが、そのことと司法救済を求める人たちの差というのが拡大しているような感触を受けるんですが、県としては、その辺の感触はどうですか。

○谷崎水俣病保健課長 司法救済を求めておられる方々につきましては、最高裁判決が出ておりますので、最高裁判決をベースにして今救済を求めておられる状況でございます。

私どもの方の試算の中でも、これまでの一時金の、平成7年のときの救済策のとらえ方につきましても、一時金と、それから療養手当、それから医療費、こういったものを加味して、その当時の判決額を考慮した場合に、そう一時金の額そのものがおかしいものではなかったと、平成7年のときにそういうようなことになっておりますが、我々としても、現在、一時金及び医療費、それから療養手当、こういう項目で救済を図ろうとされている与党プロジェクトチームの考え方というのは、最高裁判決が出ておりますその判決額との関係で、どのように差が出てくるのかということについて関心を持ってはおるところでございますけれども、今、議論されている一時金の額につきましては、途中経過でございますので、何ともそれについては評価しようがございませんけれども、平成7年並みの救済、前に申し上げておりましたけれども、それにとられなくても、一応、団体の方々がそれで納得されるものであれば、司法救済で求められている方々の救済により近いものになってくるんじゃないかなというようなことは、気持ちとしては持っております。

○岩中伸司委員 被害者の皆さんも、一日も早く救済をというふうな、そこが根底にあって、私たちも、執行部の方も、より広く救済すべきところはやっぱりきちっとしていこうというような考え方で進んでいるというふうに思うんです。

今、課長がおっしゃったように、司法救済を求めている人も、例えば裁判で延々と何年も続いていくような、そういうふうな感触は持っていらっしゃらないんじゃないかと思うんですけれどもね。ですから、やっぱり一日も早く、これだけ日にちが経過している中で、早目に解決をしたいというのは、私は、司法救済を求めている人たちの気持ちの中にもいっぱいあると思うんです。

ですから、今回、10月の半ばごろから与党PTから出される内容についても、本当に納得いくような、まあ100%納得いかないまでも、それに近いような提示がされれば、私は、一気にかなりの団体の人たちの動きも変わってくるんじゃないかと思うんですね。

ですから、その辺も、先ほどから部長答弁でも、県は患者団体の思いをしっかりとつかんで国に伝えていくということで、一般質問の答弁でも、やっぱり広く、一日も早い救済に向けて全力を尽くすという知事の答弁もあっていきますので、そこら辺についてはぜひ——私の思いとしては、今2つにきちんと分かれて、先ほど質問したように、格差が出ているような感触は一方ではあるんですけれども、そこをやっぱり早く、一人でも多くというふうな、そんな患者の本当の気持ちを大切に、事に当たってほしいというふうに、しっかり要望しておきたいと思えます。

○村田環境生活部長 思いは全く一緒でございまして、この数カ月をちょっと振り返ってみましても、PTの案も最初2段階方式で出ました。これが、広く救済するという形で、根本的な考え方が変えられた。今回、土曜日の流れの中で、先ほど氷室委員から御指摘がありましたように、特枠についての考え方にも少しいろんな考え方があるということがありました。ただ、金額は示しておられない。片一方で、手当てについて前向きのお話も出ておるやに聞いております。

一概に、これまで報道されてきたような金額、現実には、環境省も、公式には対外的に言っておりませんし、園田先生御自身の口からも金額は出ておりませんので、一時金の金額だけで格差がどうだこうだというのは、一概に論じられないところがあるのかなと。

例えば、じゃあ手当ての額はと聞かれたときに、手当ての額は今どこも出ておりませんので、総合的な結果として、それがどうい

ふうな評価になるのかというのは、軽々に今この時点で、県側の立場で一概に論じるのは避けるべきかなというふうに思っております。

そういう意味では、今重要な時期に来ているのは間違いないところでございまして、先ほどの鎌田委員からの御指摘にもありましたように、被害者団体あるいは患者の皆さん方のそういうお気持ちを体するような中で、県としては、その思いの中で、救済策の実現が図られるような動きにつながるような行動をとるしかないというふうに、今申し上げるしかないんですけれども、個々具体的な行動についてはきょうは申し上げませんが、現実としてはそういうふうな、今申し上げたような中で、一概に一時金だけでもって格差がというふうに断ってしまうのは非常に難しい面もあるのかなという、いろんな思いを持ちながら今動いております。

そこらあたりで、きょうの委員の先生方の御意見も体しながら行動に移してみたいと思っております。

○西岡勝成委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、ちょっと認定申請の関係なんですけれども、認定審査会、3月に第1回目を開催して、7月29日に第3回、それ以降はまだ開催できていないという状況で、大体件数的にはそう多い件数は非常に難しい、1回につきこなしていってほしいのが。そういう状況の中で、もう少し期間的に、これは2～3カ月に1回になっていますので、やっぱりこれは認定申請者——まあ、政治決着は政治決着として期待を持ってやらなきゃなりませんけれども、認定申請者に対する部分は、やっぱり認定審査会というのも同時並行で進めていかなきゃならないというふうに思っています。

それが、なぜそんなにこれだけのスパンを

あけないと開催できないのか。それともう一つが、認定検診の状況についてと書いてありますけれども、状況がちょっとこれじゃ見えませんので、3,506人中どのくらいが認定検診が今できているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○田中水俣病審査課長 まず、1点目の認定審査会の開催の関係でございまして、大体2カ月に1回ぐらいをめどに今進めているところでございます。

それにつきましては、認定審査会にかけるまでに、疫学調査とか、各種検診を実施した上で、検診が終了された方についてさらに審査会資料をつくって、そして諮問するという手順をとっております。そういった準備をするためにやはり2カ月ぐらいの間隔が必要だということで、そういう考え方で現在進めているところでございます。

それから、現在の検診の状況でございますけれども、それぞれ疫学調査をしました後に、神経内科、眼科、それから耳鼻科の検診をやっていくわけでございますけれども、それぞれの診療科目につきまして、進捗状況には差はございますが、今すべての検診が終わられた方は約250人程度でございます。3月末が70人程度でございましたので、250人程度に今現在ふえているという状況でございます。

これらを進めていくに当たりましての検診体制につきましても、3月末にはすべての検診が終了する検診能力というのが月10人程度でございましたけれども、その後、国の協力あるいは各担当医師の方で担当される処理件数の拡大あたりをお願いいたしまして、それによりまして、現在月40人程度に拡大しているところでございます。

今後とも、検診体制の整備を図りまして認定業務の促進を図っていき、そして審査会の円滑な開催に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○鎌田聡委員 もう250人の方は認定審査会にかけられる状態だということですか。

○田中水俣病審査課長 検診をすべて終了された方が250人でございますけれども、それから、審査会にかけられるために審査会資料を作成する必要がございます。ですから、250人終わっておりますけれども、すぐ250人がかけられるという状況ではございません。

○村田環境生活部長 現実には、即審査ができるのは70人ぐらいだろうと思います。その手前で診察をしますので、それが終わっているのが250人ということですが、実は3回目の認定審査会、7月29日でございますが、そういう数十人規模で審査をやるような段取りで準備はしてきておりました。

今後ともそういうところで審査会の先生方にも御相談をしていきたいと思いますが、振り返って見ていただきたいと思うんですけれども、一時期審査会が再開できない状況の中で、特にことしに入りましてから、もう御無理に御無理をお願いして審査会の再開にこぎつけたわけでございますけれども、審査会の先生方には、いわゆる、最高裁判決以降、公健法での認定以外で最高裁の判決で認められた、いわゆるABC判定以外に最高裁が認めたということについて、救済策に対する強い期待感がございます。その救済策に対する期待感があるがゆえに、今回の救済策の動きにも非常に関心を持って見ておられるのも事実でございます。したがって、今後審査会を私ども熊本県の立場として継続していくためにも、この救済策は不可欠というふうに私自身は考えております。

そういう状況の中で、審査会の先生方が見守っておられるこの救済策の行方の中で、私どもも一生懸命今やらさせていただいている、その中で並行して3回開かせていただい

たというのが実は現状であります。

片方で、今、特に申請はどんどん膨れ上がっているばかりなのですが、そういう意味で審査会を進めていくというのは私どもの仕事でございますので、そういう方向に向けて努力は続けていきたいと思いますが、微妙にそこは審査会の先生方も、この救済策の動きと絡みながら注視しておられるのも片方事実でございますので、そこらあたりを私どもとしては、審査会の先生方ともコミュニケーションよくいきたいなというふうな思いがございます。

○鎌田聡委員 審査会の先生方の期待感云々はよくわかります。わかりますけれども、やはり救済策が認定基準を変えるというようなことでもないわけですから、すぐにできるのは70人ぐらい、あと月40人程度ぐらいは審査会にかけられる状況ということであるのなら、やはり審査会は審査会として進めていかなきゃならないと思いますし、非常に資料作成等に何か手間取られるということだったと思いますけれども、それが手間取るならば、それが手間取らない体制もやっぱり一方ではつくっていかなければ、救済策ですべて救済されるという状況じゃないと思うんですよね。やっぱりきちんとした、まあきちんとしたというか、これまでの認定基準に沿った認定作業として、また認定患者というのもこの中にはいらっしゃると思いますので、そういった手続もあわせて進めて、事務的な作業も進めていただくようお願いいたします。

○西岡勝成委員長 要望でよろしいですか。

○鎌田聡委員 はい。

○小杉直委員 少し個人的な感触ですがけれども、県議会あるいは県が思うように、環境省とか財務省も、箇所箇所によっては思うよう

に協力が全面的でないというふうな印象を時々受けるわけですね。そういう中で、与党PTも、それから県も、この委員会を含めた県議会も、地味だけれども誠実に頑張っておるなというのが私の偽らざる感触ですが、非常に微妙で敏感な部分がたくさんあるわけですから、こういう問題は、急ぎ過ぎたりあるいはおくれ過ぎたりすることが非常に難しいわけで、的確なスピードというのがいつも要るわけですけれども、そこで、この1ページに、チッソに対して850万云々というような支払いの求めがあっておるわけですが、数日前に水俣に行って、久しぶりにチッソ水俣工場を外から見学してきたわけですが、これも感覚ですけれども、落ち着いたたたずまいの中で一生懸命働いておられるなというふうな印象を受けたわけですが、どうですか、最近国際経済がやや流動化しつつありますけれども、チッソの経営状況とかあるいは景気の状態は。話される範囲で、いかがですか。どういうふうですか、最近は。

○村田環境生活部長 チッソの経営そのものは、先生方も長くこの水俣病問題にかかわってきていらっしゃると思うんですが、一時期は、もう採算的にも合わないような赤字の状態が来ているわけですが、最近は、液晶での生産の中で大変活況を呈しているという状況で、昨年度の経常利益が100億、ことしがたしか110億程度見込んでいるんだらうと思います。

そういう意味では、経常利益まで出るような状態で、チッソの方から補償金の支払いあたりを優先する中で、そういうものをどういうふうにするか、抜本支援策の中でやられておりますけれども、全体としては非常に会社としてはいい方向で、今、歩みをされているというのが状況だらうと思っております。

○小杉直委員 原因企業ですたいな。それで、

環境政策課の坂本課長あたりもそういうふうな見解ですか、今、部長の……。

○坂本環境政策課長 チッソの経営状況につきましては、ただいま部長が御説明したとおりでございます。

正確に申し上げますと、平成17年度のチッソの決算で、経常利益が100億、18年度の決算で110億という、過去最高の利益を計上しているというのが、今現在のチッソの経営状況でございます。

○小杉直委員 原因企業の現況がわかりましたので結構です。

○西岡勝成委員長 そのほかにもございませんか。

○吉永和世委員 確認したいことがあるんですが、参議院選挙が終わって、ある先生の方が、認定基準見直しということを発言されているような感じがしますけれども、園田先生ですかね、認定基準見直しという言葉が何か出てきているように思っているんですが、県としてはどうかわかりませんが、私としては、総合的見地に立って、ぜひ、できればチッソ等の存続も含めて、そういった見解をしていただければ非常にありがたいなというふうに思っております。

あと、一般質問のときに、前川先生だったかほかの方だったかわかりませんが、潮谷知事の答弁の中で、裁判に対して相当時間を要するというふうな答弁があったかというふうに思っておりますけれども、相当時間を要するという部分で、どれくらいを想定しながら発言されたのかなというふうにちょっと思ったものですから、そこら辺、もし御存じであれば、答弁をいただければというふうに思います。

○ 田中水俣病審査課長 裁判によってどれくらいかかるか、非常にまちまちだと思うんですけども、例えば資料に掲載しております2ページの(2)で、結審したという訴訟を御紹介しましたがけれども、この訴訟では、平成13年に提訴があつておりました、平成20年に判決言い渡しですので、これでいきますと7年はかかっているという状況でございます。

○吉永和世委員 ありがとうございます。

○西岡勝成委員長 見直しは。

○村田環境生活部長 基準見直しの動きについては私承知しておりませんが、国がそういう方向に行くなら、もう話をごろっとひっくり返る話になりますので、そんな簡単な世界ではないと思います。

ただ、これまで私どもは、基準については、公健法の中で国がその基準を示し、それに従って我々は法定受託事務の中でやってきたという大前提がございます。それを、基準を云々ということをお考えになるということであれば、またそれは話が全然違うわけで、そういう流れというのは、今の時点では私どもは一切承知をいたしておりません。例えば、それは原爆がどうのこうのということでもないわけですね。

○吉永和世委員 国が言っているどうこうじゃなくて、ある県選出の国会議員の方が言っておられるようなふうに聞いたものですから……（「だれが言いよつと」と呼ぶ者あり）

○村田環境生活部長 しかし、今、もし——その基準については、私どもとしては、本当に見直すという形については、一義的にはまず国がその判断をしていただかなければ何とも言いようがないという立場でございます。

それから、裁判については、一般論として、その裁判というのは結構長くなる。なおかつ、今度のノーモア水俣の裁判の方は、司法救済システムを確立するということをおっしゃっています。

その司法救済システムというのは、1,300人の原告団を抱えて、それをスピーディーにやるためには、向こうの方から伺っている限りでは、和解を前提にするということが話のついています。和解ということが現実に進むのであれば、1,300人を今後の中で進める余地があるのかもしれませんが、和解に対する見込みは、今一切立っておりませんので、一般的には判決まで行くというふうな流れがあるのではないかというふうに思いますけれども、それは裁判所が最終的に決めることですので、私がどうだこうだここであんまり言うと、また、あしたのマスコミでいろいろにぎわうかもしれませんので、あんまりこれ以上言いませんが、基本的には何年という単位でかかってしまうので、そういう中では、今既に、亡くなつていこうとされている方もいらっしゃる中で、一日も早いという思いを持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃる、その思いにこたえるにはもう、政治救済しかないという思いでこの何年か動いてきたということだろうというふうに思っております。

○西岡勝成委員長 よございますか。

○駒崎環境生活部次長 事実関係だけ補足させていただきます。

知事答弁は、今の裁判がどれだけかかるかということを持て申し上げたのではなくて、これまでの経験で、非常に長くかかる懸念があるということを申し上げました。

一例としまして、関西訴訟最高裁判決まで出た判決でございますが、昭和57年に提訴されておりました、1審の大阪地裁の判決が平

成6年、大阪高裁が平成13年、最高裁が平成16年ということで、非常な年月がかかっておりますので、これと同じような歩みになるかどうかわかりませんが、知事としては、これまでの経験から、裁判というのは非常に長く時間もかかるのではないかと懸念を示されて、一日も早い政治救済の必要性を訴えられたものと理解いたしております。

以上です。

○吉永和世委員 やはり裁判が早急に終わらんんじゃないかと、そういった思いの方々の中には多くいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うものですから、大體裁判が、これまでの経緯を見たときに、そんな早く終わった事例はないということなので、そういった理解というのか、そういった状況だということも周知できれば、また変わってくるのかなというふうに思いますので、そこら辺のこともぜひお願いしたいなというふうに思っています。

以上です。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

きょう、先生方から、この政治決着に向けていろいろ、与党PT、環境省との連携の問題、指摘を受けました。デリケートな問題でありますし、また、チツソ、財務省、環境省、それぞれ関係の深いデリケートな問題でございます。つかさつかさにはそれぞれお互いに連携を深めながら、この問題への解決に委員会としても努力をしまいたいと思いますし、また執行部の方でも、ぜひきょうの御意見を賜りながら、解決に向けてのなお一層の御努力をお願いいたしておきたいと思っております。

それでは次に、閉会中の継続審査事件につ

いてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り扱います。

なお、新たな救済策につきましては、与党PTから示される予定の具体案について、必要がある場合には臨時にお集まりをいただくような場面もあるかと思いますが、私に御一任をいただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げておきます。

そのほか、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 ないようでしたら、以上をもちまして本委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長